

ハラスメント防止方針の追加事項

－ カスタマーハラスメント・求職者等に対するセクシュアルハラスメント －

郡山商工会議所

当所は、令和 8 年 3 月 3 日付「ハラスメントは許しません！！」及び「フリーランスに対するハラスメントは許しません！」に加え、令和 8 年 1 0 月 1 日施行の改正法及び厚生労働省指針に基づき、次のとおり防止措置を講じます。

1 カスタマーハラスメントへの対応

職場におけるカスタマーハラスメントとは、①顧客等の言動であって、②業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③職員の就業環境が害されるものをいいます。正当な苦情・要望のすべてがカスタマーハラスメントに該当するものではありません。

- 当所は、カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、職員を保護します。
- 暴行、脅迫、侮辱・著しい暴言、執拗な要求、長時間の拘束、土下座の要求、差別的・性的な言動、SNS 等での誹謗中傷など、社会通念上許容される範囲を超える言動には、組織として対応します。
- 対応に迷う場合は一人で抱え込まず、所属長又は相談窓口へ報告・相談してください。必要に応じて複数名で対応し、対応者の交代、対応の中止、記録・情報共有等を行います。
- 犯罪に該当し得る言動その他特に悪質な事案については、警察・弁護士等の外部機関への相談・通報を含め、あらかじめ定めた方針に基づき対応します。
- 相談を受けた場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害を受けた職員への配慮及び再発防止措置を講じます。相談者等のプライバシーを保護し、相談したこと等を理由とする不利益な取扱いはい行いません。
- 当所の職員が、取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行わないよう注意するとともに、他の事業主から事実確認等への協力を求められた場合は、必要な協力を努めます。

2 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止

採用応募者、就職活動中の学生、インターンシップ参加者その他の求職者等に対する性的な言動により、求職活動等が阻害され、又は不利益を受けることのないよう、次の措置を講じます。

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはなりません。行為が確認された場合は、諸規程等に基づき厳正に対処します。
- 面談・採用活動等は、当所が指定する時間・場所・実施体制及び連絡方法に従って行います。私的な SNS 等による不必要な連絡、業務・採用目的を逸脱した個人的な誘い、性的な質問・発言・接触等はい行いません。
- 求職者等から相談があった場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者への配慮、行為者への適正な措置及び再発防止措置を講じます。
- 相談者等のプライバシーを保護します。また、事実確認等に協力した職員について、そのことを理由とする不利益な取扱いはい行いません。

3 相談窓口

相談窓口	総務部総務課職員（総務課長、総務係長、女性職員）
連絡方法	内線 130・121・123 / メール：サイボウズ個人フォルダ

相談窓口は、実際にハラスメントが発生している場合だけでなく、その可能性がある場合、放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、該当するか判断が難しい場合も含め、広く相談に対応します。

4 周知・研修

- 本方針を職員に周知し、カスタマーハラスメントへの初動対応及び求職者等への適切な対応について、必要な研修・啓発を行います。
- 採用活動に関するルール及び相談窓口については、求職者等にも分かる方法で周知します。

【参考】改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法、「カスタマーハラスメント防止指針」（令和 8 年厚生労働省告示第 51 号）、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止指針」（同第 52 号）